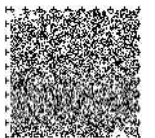


# 第1章

## 計画の基本的理念



# 1 第三次市民福祉プラン後期計画における 基本理念及び基本方針

本市においては、令和4年3月に第三次市民福祉プラン後期計画（以下「第三次プラン」という。）を策定いたしました。第三次プランは障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画であり、市の障害者施策の基本的事項を定めたものです。よって本計画も第三次プランの考えに基づいて策定します。

## 第三次プランの基本理念

認め合い、支え合い、ともに暮らすまち

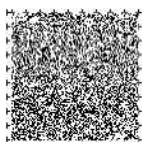
東松山の推進

～すべての人が主人公になるまちを目指して～

本市では、平成10年に策定した第一次市民福祉プラン（以下「第一次プラン」という。）から、障害のある人自身の努力や治療によって障害を取り除くという従来の考え方ではなく、社会によってつくられた障壁を、社会の仕組み自体を変えることによって解消するという「共生社会の実現に向けたソーシャルインクルージョン<sup>8</sup>」の理念をいち早く取り入れて、福祉施策を展開してきました。

第三次プランでは、こうした考えを引き継いだ上、障害のある人はあらゆる社会活動の主体であるという考えのもと、すべての人が自らの意思によりその人らしく生活すること、つまりは主体性を発揮し、自己実現を図ることにより、互いを尊重し、それを後押しする地域づくりを行うことができるよう“認め合い、支え合い、ともに暮らすまち東松山の推進”を基本理念に掲げています。

<sup>8</sup> 障害や困難を有する人などを排除したりするのではなく、地域社会に参加、参画していくことを支援することで、社会の構成員として包み込むことを示した言葉です。



## 第三次プランの基本方針

第三次プランでは、基本理念のもと本市が進める障害者施策の基本方針として次の4点を定めました。

### 方針1 主体性を発揮し、支え合う地域をつくる

相談支援・就労支援や権利擁護支援制度の更なる充実を目指し、障害のある人が地域に包容されるとともに、自らの意思によって、社会活動や社会貢献等を積極的に行える地域づくりを行います。

### 方針2 多様な社会資源を活用できる地域をつくる

障害福祉サービス事業所の整備を進める一方、地域のボランティア等によるインフォーマル<sup>9</sup>な支援や地域の各種団体の協力などによる包括的なネットワークを作ることにより地域の社会資源の活用を進め、障害のある人一人ひとりが自己実現に向けて活動できること、地域に貢献できることを目指します。

### 方針3 安全に安心して暮らせる地域をつくる

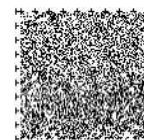
“障害のある人にとって暮らしやすいまちは障害のない人にも暮らしやすいまちである”という考えに基づく社会環境の改善や、地域のボランティア等による支援により、障害のあるなしに関わらず安全に安心して暮らせる地域をつくります。

### 方針4 人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる

市民がお互いの人権を尊重し合うことは、支え合いのまちづくりを進める上では欠くことができません。障害のある人が様々な場面で不利益を被らないために、成年後見制度の利用を促進するための法定後見人・市民後見人の育成や共生社会の考え方の理解促進を図り、地域全体で“人権を尊重し、互いを認め合う”ことに取り組みます。

---

<sup>9</sup> ここでは、法律や公的制度に基づくサービスではないものを指します。



## 2 本計画の基本的理念

---

本計画の基本的理念を、第三次プランの考え方及び国の基本指針に基づき次の6つとします。

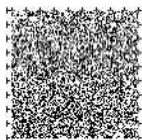
### 基本的理念 1 共生社会の実現と自己決定の尊重・意思決定の支援

本市では、平成10年に策定した第一次プランから障害のあるなしに関わらず、すべての人が地域とともに暮らす共生社会の実現を目指してきました。そして、第三次プランでは、共生社会を「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち」と表現し、その形を“障害のある人が地域社会に完全に包容され、積極的に地域の社会活動に参加し、地域の人々が支援を行いながらともに活動する地域”としました。

本計画においても、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやボランティアなどの地域のインフォーマルな支援等を受け、自立や社会参加の実現を図ることを基本とします。併せて、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、共生社会の実現を目指します。

### 基本的理念 2 身近な地域における障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

本市では、第一次プランにおいて手帳の有無や障害の種別に関わらず必要な人がサービスを利用できる仕組みの構築を目指し、障害者生活支援センター、障害者就労支援センターザック、総合相談センターの開設などを行いました。また、平成19年に策定した第二次市民福祉プランでは、介護保険制度と障害福祉制度という別の法律により規定されたサービスについて、運用する際に制度の縦割りを越えた利用者本位のサービス提供を目指し“制度の壁を越え、ニーズに応じた支援の仕組みをつくる”を基本方針としました。



障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の施行や児童福祉法の改正により、制度上は多くの障害福祉サービスが身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害<sup>10</sup>を含む。以下同じ。）の種別に関わらず利用可能となり、また、難病のある人も利用することができることになりました。障害種別を越えた支援を提供する障害福祉サービス事業所が増えていますが、この様な事業所を更に増やすことが求められています。

また、福祉サービスと、日常生活を支える保健や医療のサービスが緊密に連携して幼児期から高齢期まで切れ目のない支援ができる体制の構築を目指します。

### 基本的理念 3 地域生活への移行と定着支援の強化

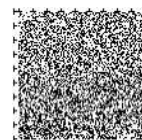
本市では、第一次プランの策定以降、一貫して障害のある人の地域生活支援のための取組を推進し、ともに育ち学ぶ教育や、障害のある人の一般就労の拡大、グループホームの体験入居などを実践してきました。

また、地域自立支援協議会のプロジェクトや連絡会議等では、多くの関係者の協力を得て、地域生活支援拠点等の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築など、障害のある人たちが地域社会で暮らすための課題解決や、新たなプログラムの創出にも取り組んできました。

こうした活動の一つの成果として、本市における関係者のネットワークは強化され、障害のある人たちの日常生活を地域で支えるための土台が整ったことが挙げられます。

これらを踏まえ、入所施設等からの地域移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活支援拠点等を中心に、地域生活に移行した人たちの生活が安定的に継続できるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備するとともに、差別や偏見のない、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

<sup>10</sup> 病気やけがなどの影響によって、後天的に脳の認知機能に障害が出るものをいいます。外見からは分かりにくく注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが主な症状です。



## 基本的理念 4 “ともに育ち、ともに学ぶ” 取組を通じた 健やかな育ちと学びの支援

本市では、保育、教育、福祉関係者の熱意と相互の連携により、障害のあるなしに関わらず、ともに育ち学ぶ保育や教育が実践され、地域社会への参加や包容（インクルージョン）に取り組んできました。

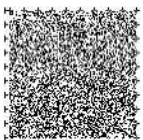
こうした取組をさらに推進するため、障害の気づきの段階から身近な施設で支援ができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援等の充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とするこどもが保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する支援体制の構築のため、ネットワークの強化を図ります。

## 基本的理念 5 安定した障害福祉サービスの提供と 多職種間の連携推進

本市では、地域自立支援協議会のプロジェクトや連絡会議、比企地域基幹相談支援センター等で、人材育成に関する研修や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携強化を実施してきました。

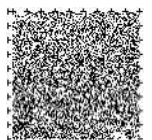
こうした取組をさらに推進し、障害のある人の重度化、高齢化が進む中で、将来にわたって安定的により良い障害福祉サービスを提供していくため、専門性を高める研修を実施するとともに、多職種との連携体制を確保していきます。



## 基本的理念6 障害者の社会参加を支える支援

本市では、障害のある人の作品展の開催など文化芸術活動の推進に取り組んできました。また、障害者の体力づくり、交流、余暇の充実を図ることを目的とした「東松山市スポーツ・レクリエーション教室」や、本市が掲げる「ウォーキングのまち」を障害のあるなしにかかわらず実現するため「スマイルウォーク」や「ゆっくりウォーク」を開催してきました。

引き続きこれらの取組を行うほか、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加を支援します。

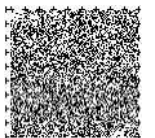






## 第2章

# 計画の目標値



# 目標 1 施設入所者の地域生活への移行

---

## 1 施設入所者の動向

平成 17 年 10 月時点で 78 人であった障害者支援施設への入所者は、令和 5 年 3 月 31 日時点では 77 人であり、1 人減少しています。

この期間の新たな入所者数の合計は 58 人であり、年平均 3.2 人が入所していることとなります。

一方、施設からの退所者は死亡した場合を除くと 43 人であり、グループホーム<sup>11</sup>等に入居した人は 7 人のみとなっています。

## 2 基礎調査により分かったこと

計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、障害者支援施設に入所している人のうち、9.5%（21 人中 2 人）の人が退所して地域で生活したいと回答していました。

また、既に施設に入所している人が他施設への入所を希望する場合を除き、2.9%（515 人中 15 人）の人が今後、施設で暮らしたいと回答していました。

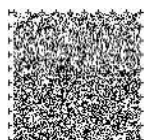
## 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 令和 4 年度末時点での施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者から 5%以上削減する。

---

<sup>11</sup> 障害者総合支援法に基づくサービスで、法律上は共同生活援助といい、企業などで働いていたり、就労継続支援又は生活介護などの日中活動を利用している障害のある人に対し共同生活を送る住居において、相談や食事・入浴の介護などの日常生活上の援助を行います。



## 4 本市の目標

施設入所者のこれまでの動向や、国の基本指針から第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

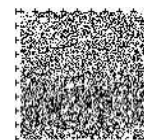
項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の入所者数(A)	77人	
【目標値】 地域生活移行者数(B)	5人 (6.49%)	施設入所からグループホームなどへ移行する人数(移行率)
地域移行以外の理由による退所者数(C)	6人	令和8年度末までに死亡した場合など地域移行以外の理由により退所する人数の見込み
新たな施設入所支援利用者(D)	7人	令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要となる利用人員見込み
【目標値】 目標年度入所者数 (E = A - B - C + D)	73人	令和8年度末時点の利用人員見込み
削減見込(A - E)	4人 (5.19%)	差引減少見込み数(減少率)

## 5 目標達成のための取組

### ① 地域移行者を増やすための取組

現在、施設に入所している人について、特定相談支援事業所に調査協力を依頼し、個別に状況や希望を確認して地域移行の可能性が高い対象者を把握します。対象者に対しては施設入所支援事業所に協力をいただきながら、相談支援専門員等が適切な意思決定支援を含め地域移行支援等へつなげる支援を行います。

また、地域生活支援拠点等事業の取組においても、地域生活の体験の機会の提供及び地域定着支援や自立生活援助といった地域生活を支えるサービスの強化を図り、生活の場の移行をしやすい支援を行います。



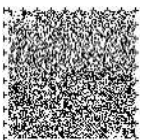
## ② 施設に入所を希望する人への取組

令和5年8月末時点で、施設入所を希望している人（埼玉県指定障害者支援施設等入所調整を経て、入所希望者名簿に登載されている人。ただし、既に施設に入所しているが他施設への入所を希望する人を除く。）は7人おり、アンケートでも2.9%の人が今後の利用を希望していることから、今後も一定数の施設入所希望者が見込まれます。

施設入所を希望する場合には、本人の意向を尊重しつつ、生活課題や必要な支援及び居住環境等について本人や家族、相談支援専門員等と協議するとともに、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」において在宅サービス等の利用の可能性や施設入所の必要性について精査したうえで、サービス等利用計画に基づき入所を支援します。

## ③ 施設に入所している人への取組

施設入所者の高齢化により、医療・介護ニーズが高まっており、施設側の負担が増加しています。本人や家族、支援者と協議を行い、介護保険施設への移行など、将来に渡り適切な支援が受けられるよう検討を行います。



## 目標 2 精神障害にも対応した

### 地域包括ケアシステムの構築

#### 1 精神科医療機関入院患者の動向

本市では、平成 28 年度から比企地域内の精神科医療機関から任意の協力による精神保健福祉資料<sup>12</sup>（630 調査）の提出を受けています。

その集計結果によると、令和 4 年 6 月 30 日現在の 1 年以上の長期入院患者数は 65 歳以上の方が 82 人、65 歳未満の方が 45 人の合計 127 人であり、令和 3 年 6 月 1 か月間に入院した人の 3 か月時点の退院率は死亡した人を除いて 67%、6 か月時点及び 1 年時点での退院率も 67%となっています。

#### 2 基礎調査により分かったこと

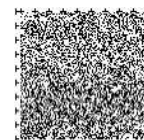
計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、病院に入院している人のうち 50.0%（10 人中 5 人）の人が退院して地域で生活したいと回答していました。

#### 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 平均生活日数に関する令和 8 年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和 8 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和 8 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

<sup>12</sup> 精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料を得ることを目的に、毎年 6 月 30 日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が実施しているものです。

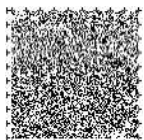


- 退院率に関する令和 8 年度における目標値の設定に当たっては、入院後 3 か月時点の退院率については 68.9%以上とし、入院 6 か月時点の退院率については 84.5%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。

## 4 本市の目標

精神科医療機関入院患者のこれまでの動向や、国の基本指針から第 7 期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数 値	考え方
精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均		県内市町村別の精神病床における入退院の状況の把握が困難であることから、埼玉県障害者支援計画で全県の目標として設定する。
<b>【目標値】</b> 令和 8 年 6 月 30 日時点における 1 年以上長期入院者数 ・ 65 歳以上 ・ 65 歳未満	76 人 38 人	比企地域内の精神科医療機関から任意の協力により提供される精神保健福祉資料（630 調査）を基に集計する。
<b>【目標値】</b> 令和 8 年 6 月 1 か月間に入院した患者の退院率 ・ 入院後 3 か月時点 ・ 入院後 6 か月時点 ・ 入院後 1 年時点	69% 85% 92%	比企地域内の精神科医療機関から任意の協力により提供される精神保健福祉資料（630 調査）を基に集計する。 なお、死亡者は集計値に含まない。



## 5 目標達成のための取組

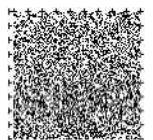
### ① 精神障害者が精神病床から退院後、地域で安定した生活を送るための取組

比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」にて精神病床から退院する特定の精神障害者についてモデルケースとしてモニタリングし抽出した地域課題について、解決に向けた取組を進めます。また、同連絡会及び東松山市相談支援事業所連絡会議で地域定着支援や自立生活援助に係るサービスの提供体制の充実を図る取組を行います。

### ② 精神科医療機関入院患者の地域移行を促進するための取組

精神科医療機関が開催する退院調整会議や東松山保健所が開催する精神障害者の地域移行に係る会議等に市職員が参加し、地域移行支援事業所とともに障害福祉サービスの調整及び退院後の生活環境について相談に応じ、早期退院が実現できるよう調整を図ります。

また、地域生活支援拠点等事業においても、精神科医療機関に長期入院している人の数を把握し、東松山市地域自立支援協議会「地域生活支援拠点等連絡会議」等で地域課題の一つとして協議会に共有するほか、関係機関と協働し個別ニーズの把握に努め、把握した障害のある人が希望する地域生活に向けた体験利用につなげる等、地域移行を促進する取組を行います。



## 目標 3 地域生活支援の充実

### 1 地域生活支援体制の整備の動向

本市では令和3年5月に面的整備型の手法で、東松山市地域生活支援拠点等を整備し、東松山市地域自立支援協議会内に「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」を設置して、地域生活支援の充実のための取組を継続しています。

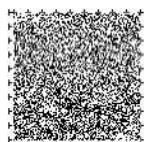
### 2 基礎調査により分かったこと

- ① 計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、現在、父母・祖父母・兄弟姉妹と暮らしている人のうち、18.6%（334人中62人）の人が（自宅・実家以外の）アパートやグループホームでの生活を希望していると回答していました。
- ② 障害のある人が、実家や施設を出て、アパートやグループホームなどで暮らし始めるために必要だと思うことは、「支援をしてくれる人が身近にいること（61.4%・555人中341人）」、「周囲の人が、障害のある人に対して理解があること（55.3%・555人中307人）」、「発作や急な体調悪化など、緊急時に必ず対応してもらえること（49.9%・555人中277人）」という結果でした。

### 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。



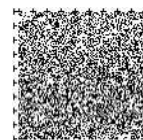


- 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

## 4 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等コーディネーターを1人以上配置し、基幹相談支援センターと連携して、地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。</li> <li>・東松山市地域生活支援拠点等連絡会議において、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。</li> <li>・運用状況の検証及び検討を東松山市地域自立支援協議会において年1回以上実施する。</li> </ul>
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害を有する者について、東松山市相談支援事業所連絡会議等でヒアリング調査等によりニーズを把握する。</li> <li>・東松山市地域生活支援拠点等連絡会議をはじめとする東松山市地域自立支援協議会でニーズに基づく支援体制の整備を進める。</li> </ul>



## 5 目標達成のための取組

### ① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実についての取組

令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等コーディネーターを1人以上配置し、地域移行のニーズ等の把握に努めるとともに、希望する地域生活に向けた体験の機会へつなげる等、生活の場の移行をしやすくする支援体制を構築します。

また、基幹相談支援センターと連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

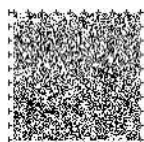
そのほか、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者が東松山市地域生活支援拠点等連絡会議に参加し、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

運用状況の検証及び検討については、年度末に開催する東松山市地域自立支援協議会全体会で実施します。

### ② 強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備についての取組

強度行動障害を有する人について、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計等により特に支援を必要とする人を把握します。市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」等でヒアリング調査等を行い、支援ニーズを把握します。

把握したニーズについては「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」をはじめとする東松山市地域自立支援協議会で共有し、地域の関係機関と連携を図りつつ地域における課題の整理やニーズに基づく支援体制の整備を進めます。



## 目標 4 福祉施設から一般就労への移行

---

### 1 福祉施設から一般就労への移行の動向

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用している人のうち一般就労した人の数は、令和 2 年度が 11 人、令和 3 年度が 12 人、令和 4 年度が 13 人でした。

また、就労継続支援 B 型事業所からの一般就労者は令和 2 年度は 3 人、令和 3 年度は 3 人、令和 4 年度は 4 人であり、継続して就労継続支援 B 型事業所から一般就労者を出すことができます。令和 5 年 9 月 1 日現在、市内には就労移行支援事業所が 2 事業所、就労継続支援 B 型事業所が 9 事業所あります。

### 2 基礎調査により分かったこと

- ① 計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、30.7%（430 人中 132 人）の人が「収入のある仕事をしている」と回答していました。
- ② ①で「収入のある仕事をしている」と回答した人のうち、一般就労している人は 76.5%（132 人中 101 人）、障害者就労支援事業所等に通所して働いている人は 15.9%（132 人中 21 人）でした。
- ③ ②の障害者就労支援事業所等に通所して働いている人のうち 14.3%（21 人中 3 人）の人が一般就労を希望していると回答していました。



### 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

○ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

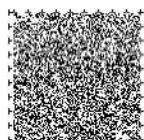
①就労移行支援事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすること。

②就労継続支援A型事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすること。

③就労継続支援B型事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること。

○ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

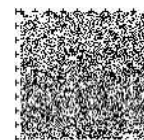
○ 就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。



## 4 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数 値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	12人	令和3年度(1年間)において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 ・就労移行支援事業 ・就労継続支援B型事業	17人 (1.42倍) 13人 (1.44倍) 4人 (1.33倍)	令和8年度(1年間)において福祉施設を退所し、一般就労する人数(増加率)
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	令和8年度において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業利用者数	10人 (1.43倍)	令和8年度において就労移行事業等を通じて一般就労する者が就労定着支援事業を利用する人数(増加率)
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業の定着率の増加	7割以上	令和8年度において就労定着支援事業所の就労定着率を7割以上とする
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業所の就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上	令和8年度において就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする
就労定着支援事業所の複数整備		市内に2か所以上就労定着支援事業所を整備する



## 5 目標達成のための取組

### ① 就労訓練施設等の利用を通じて一般就労する人を増やす取組

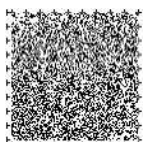
就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所での就労訓練後、一般就労した障害のある人と、その支援をした就労継続支援事業所に、東松山市障害者就労継続支援事業補助金を交付するチャレンジアップ応援制度を活用し、福祉施設から一般就労を目指す障害者の後押しと、障害者の経済的自立及び社会参加を促進します。

一般就労が見込まれるケースについて、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」において、就労に向けた具体的な支援が展開できるよう相談支援専門員への助言等を行います。

また、就労アセスメントや企業との連携強化を目的に、東松山市障害者就労支援センターザックが行う「障害者の一般就労を前提とした就労支援を行う地域づくり」業務を通じて、本人・家族及び関係機関と連携を図ります。

### ② 就労移行支援事業所利用者を増やす取組

就労アセスメントの結果やサービス等利用計画に基づくモニタリングにより、本人の意向や能力を評価し、希望する場合には就労継続支援 B 型事業所等から就労移行支援事業所の利用につなげていきます。



## 目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

---

### 1 障害児支援の提供体制の整備等の動向

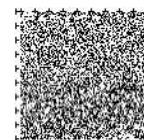
東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」にて関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、取組を継続します。また、「障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議」の活動を継続して行っています。

### 2 基礎調査等により分かったこと

保育課へのヒアリング調査によると令和 4 年度に市内の保育園等に通う障害のある児童は 12 人でした。令和 4 年 4 月 1 日時点の 0 歳から 5 歳までの障害者手帳所持者数が 26 人であったことから、ともに育ち学ぶインクルージョンの推進が引き続き必要です。また、放課後児童クラブ（学童保育）に通う障害のある児童は令和 3 年度は 17 人、令和 4 年度は 45 人でした。

計画の策定にあたり実施したアンケート調査によると、現在、児童発達支援を利用している人は 16.3%（98 人中 16 人）で、そのうち 37.5%（16 人中 6 人）がサービスの量について「少ない」と回答していました。放課後等デイサービスを利用している人は 51.0%（98 人中 50 人）で、そのうち 20.0%（50 人中 10 人）がサービスの量について「少ない」と回答していました。18 歳未満の人全体でみると、67.3%（98 人中 66 人）の人が児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用していることとなります。

今後 3 年以内の利用予定については児童発達支援については 16.3%（98 人中 16 人）の人が、放課後等デイサービスについては 53.1%（98 人中 52 人）の人が「今よりも利用を増やしたい」、「今後も今と同じくらい利用したい」と回答していました。



### 3 国の基本指針の考え方

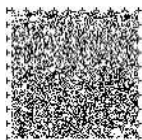
この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センター<sup>13</sup>を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ② 都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。令和8年度末までに、県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児<sup>14</sup>を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ④ 令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児<sup>15</sup>等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<sup>13</sup> 児童福祉法に規定された障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うことを目的とする施設で、福祉型児童発達支援センターと上記支援に加えて治療を行う医療型児童発達支援センターがあります。

<sup>14</sup> 児童福祉法では、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいいます。また、一般的には元東京都立府中療育センター院長大島一良博士により考案された判定方法である大島分類の1から4までに該当する児童をいいます。

<sup>15</sup> 人工呼吸器を装着している障害のある児童など、日常生活を営むために医療を必要とする児童をいいます。



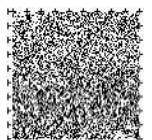


- ⑤ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

## 4 本市の目標

第3期障害児福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
児童発達支援センター等による障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の連携の下、東松山市地域自立支援協議会を地域の障害児の健全な発達における中核的な支援機能を有する体制と位置づけ、児童発達支援センターに代える。</li> <li>・東松山市地域自立支援協議会「障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議」において、保育や教育の現場及び児童発達支援事業所等を支援し、適切な発達支援の提供につなげる仕組みを構築する。</li> </ul>
難聴児の早期発見・早期療育の推進		保健、教育等の関係機関で連携を図りながら、早期発見・早期療育につなげる取組を継続する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備		令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を2か所以上整備する。
医療的ケア児等の支援のための関係機関等の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」で引き続き、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を年2回以上行う。医療的ケア児等コーディネーターを2人以上配置する。



## 5 目標達成のための取組

### ① 児童発達支援センターによる障害児の地域社会への参加・包容の推進のための取組

東松山市地域自立支援協議会が設置する「障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議」において、保育や教育の現場に専門家チームが訪問し課題の共有や意見交換を行う巡回相談の取組を継続するほか、児童発達支援事業所等にヒアリング調査等を行うなど、適切な発達支援の提供につなげる仕組みを構築します。

また、子ども・子育て支援施策と緊密な連携を図り、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

### ② 難聴児の早期発見・早期療育の推進のための取組

母子保健分野では、新生児聴覚スクリーニング検査の結果や乳幼児健診等で、教育分野では就学時健診や日中の児童の様子等から難聴の可能性のある児童を把握し、関係機関で連携を図りながら、早期療育につなげる取組を継続します。

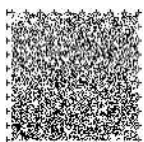
### ③ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるようにするための取組

東松山市地域自立支援協議会が設置する「医療・福祉連携プロジェクト」で引き続き、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を年2回以上実施し、地域における重症心身障害児及び医療的ケア児支援の体制整備を進めます。

また、医療的ケア児を支える人材の確保・養成等については、当該プロジェクトにおいて調査・研究を行い、受け入れ事業所の複数整備につなげます。

### ④ 障害児入所施設の入所者の移行調整の取組について

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう埼玉県が設置する協議の場から依頼があった際は、協議の場へ市職員が出席します。



## 目標 6 相談支援体制の充実・強化等

---

### 1 相談支援体制の充実・強化等の動向

本市は平成 27 年度から比企地域 7 町村と共同で比企地域基幹相談支援センターを設置しています。また、平成 18 年度から東松山市地域自立支援協議会を設置し、各種プロジェクトや連絡会議において地域課題の改善に取り組むとともに、平成 19 年度から比企地域 7 町村と共同で比企地域自立支援協議会も設置し、比企地域のサービス基盤の改善等にも取り組んでいます。

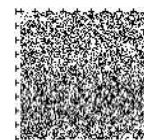
相談支援の質の向上や連携強化を図るため、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」や、比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」において、活動を継続しています。

### 2 基礎調査により分かったこと

- ① 計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、生活の中で悩んだり、困ったりしたことがあった場合、23.6%（555 人中 131 人）の人が相談支援事業所の職員に相談していると回答していました。一方で、6.3%（555 人中 35 人）の人が「相談するところがわからない」と回答していました。

また、障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがあった場合、13.7%（285 人中 39 人）の人が相談支援事業所の職員に相談していると回答していました。

- ② 障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには「相談窓口や情報提供の充実（50.5%・555 人中 280 人）」「自分と家族の高齢化に対応した支援（49.9%・555 人中 277 人）」「外出に必要な移動支援の充実（32.4%・555 人中 180 人）」という結果でした。



### 3 国の基本指針の考え方

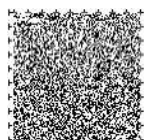
この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

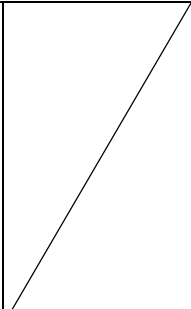
- ① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置も可)するとともに、基幹相談支援センターが基本指針別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### 4 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化		<ul style="list-style-type: none"><li>・市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」や基幹相談支援センター主催の会議を開催し、個別事例の支援内容の検証を行う等相談支援体制の強化を図る。</li><li>・基幹相談支援センター事業により相談支援事業所への専門的な指導・助言の実施及び相談支援の質の向上に資する研修等を実施する。</li></ul>



<p>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善</p>		<p>東松山市地域自立支援協議会及び比企地域自立支援協議会にプロジェクトや連絡会議等を設置し、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等の取組を実施する。</p>
---	---	---

## 5 目標達成のための取組

### ① 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化のための取組

市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」を年6回、基幹相談支援センターが主催する会議を年10回以上開催し、個別事例の支援内容の検証等を通して相談支援体制の強化を図ります。併せて、会議等への参加を通して、相談支援事業所のほか、高齢、子育て、教育等の関係機関とも連携強化を図ります。

また、相談支援事業所への訪問等により専門的な指導・助言を行うほか、相談支援事業所を対象とした人材育成等に関する研修等を年10回以上実施し、相談支援専門員の資質向上に取り組めます。

### ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善の取組

比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」で、個別事例の検討を行い、相談支援事業に係る地域課題の把握や改善を行います。

そのほか、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」を年6回開催し、個別事例の検討を通じ地域課題の把握に努め、把握した地域課題については東松山市地域自立支援協議会と共有し、地域のサービス基盤の開発・改善に向けた取組につなげます。



# 目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させる ための取組に係る体制の構築

## 1 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 に係る体制の構築の動向

令和3年度に整備した東松山市地域生活支援拠点等事業において、主に緊急時支援が見込まれる障害のある人について障害福祉サービス等の利用状況を整理し、必要な支援内容について検証を行っています。

また、比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」では、自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する取組を継続しています。

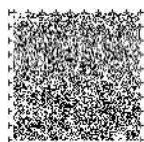
## 2 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

① 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行っていくことが望ましい。

また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員等に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。

② 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。



### 3 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組		市職員や障害福祉サービス事業所が障害福祉サービス等の質を向上させるため、意思決定支援をはじめとする適切な研修を受講する。
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証		東松山市相談支援事業所連絡会議や東松山市地域生活支援拠点等連絡会議で地域課題を抽出し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていく。
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築		比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」で自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図る。  日中サービス支援型共同生活援助事業の実施報告・事業評価を比企地域自立支援協議会で行う。



## 4 目標達成のための取組

### ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組

埼玉県が主催する意思決定支援をはじめとする障害者総合支援法に関する研修や比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」が行う研修に市職員や障害福祉サービス事業所が参加し、障害者総合支援法の理解を深めます。

### ② 障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証

障害福祉サービス等の利用状況についてリストアップを行い、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」や東松山市地域自立支援協議会「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」で地域課題を抽出し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。

### ③ 障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築

比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」で、国民健康保険団体連合会（国保連）からの確認事項を比企地域の市町村が持ち寄り、処理の仕方や考え方等を事業所に共有する場を設けます。

また、日中サービス支援型共同生活援助事業の実施報告・事業評価を、比企地域自立支援協議会で行います。

